

令和4年度法務省委託人権ライブラリーリーフレットの制作に関する企画競争（仕様書）

1 件名

令和4年度法務省委託人権ライブラリーリーフレットの制作

2 目的

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下、「人権センター」という。）では、法務省の委託を受け、人権に関する図書、ビデオ、DVD、展示パネル及び地方公共団体が作成した啓発資料等を収集・所蔵しており、これらを幅広く一般に提供することを目的として、人権ライブラリーを運営している。

今般、人権ライブラリー利用者の利便性を図り、更には、利用者を増加させることを目的として、人権ライブラリーリーフレット（以下、「リーフレット」という。）を一新し、新規に作成するものである。

3 訴求対象

一般市民

4 発注概要

- (1) 令和4年度法務省委託人権ライブラリーリーフレット（計2種）の制作
- (2) 上記（1）の版下データ及び閲覧・配布用PDFデータの作成

5 業務内容

- (1) 規格等は次のとおりとする。

ア 寸法：

a A3判／二つ折り／両面

b A4判／巻三つ折り／両面

イ 色数： 表面4C・裏面4C

- (2) 印刷用版下データの作成・納品

- (3) 閲覧・配布用PDFデータの作成・納品

- (4) 文字原稿はWordデータ等で、当センターから支給する。

※ デザイン、レイアウト、本文等について、制作過程で複数回の校正を想定すること。

※ 本企画の成果物完成後の著作権は、全て法務省に帰属することとする。本件制作のために使用する各種素材（写真、イラスト、本文等）の全ての権利関係を適切に処理すること。制作業者は法務省に対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

※ 閲覧・配布用PDFデータは、文字の部分を選択できる（テキストデータとして抽出等可）形態にすること。また、使用フォントについては、実際の印刷物と同じイメージでフォントが表示されるようにすること。

6 制作の方向性

令和4年度法務省委託人権ライブラリーリーフレットのデザイン及び内容を一新する。

<https://www.jinken-library.jp/>

- (1) 当センターから提供する旧ライブラリーリーフレットのテキストや画像データ等を活用し作成すること。
- (2) ユニバーサルデザインの観点から、フォントサイズ、背景と文字のコントラストなど、読みやすさを考慮すること。
- (3) イラスト等を使用する場合は、各種人権課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等）に配慮したイメージのものを使用すること。
- (4) 旧リーフレットのデザイン（別紙）を参照し、人権ライブラリーの利用を促進するためのデザイン・レイアウトとなるよう工夫すること。
- (5) A3判とA4判の掲載内容は同一ではないが、デザインは統一性を持たせること。

7 成果物・納品

- (1) 版下データ（DVD-R等媒体にて納品）
- (2) 版下用高精度PDFデータ（DVD-R等媒体にて納品）
- (3) 閲覧用PDFデータ（DVD-R等媒体にて納品）
※ トンボなし
- (4) 出力仕様書（DVD-R等媒体にて納品）
※ PDFデータ等、データ形式にて納品すること。
- (5) 納入先
公益財団法人人権教育啓発推進センター
（東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F）
- (6) 納入期限
データ提供：令和4年6月24日（金）
初校提出期限：令和4年7月1日（金）
納入期限：令和4年8月31日（水）

8 提出書類

- (1) 人権ライブラリーリーフレットb（A4判／巻三つ折り／両面）企画案
※ 1応募者当たり2案まで提出可。
※ 補足資料等あれば添付可。
 - (2) 制作見積書
※ 金額については税抜価格及び税込価格を記載すること。
※ 社名及び代表者名記載の上、社印及び代表者印を押印すること。
 - (3) 工程表
- ※ (1)～(3)についてはA4判でファイリングして6セットを作成し、うち3セットは無記名とすること。

9 スケジュール（予定）

（1）書類提出期限

令和4年6月10日（金）午後2時

（2）発注会社決定

令和4年6月24日（金）

※本企画競争参加希望者は令和4年6月9日（木）までに連絡すること。

10 その他

（1）決定に際しては、リーフレット企画案及び見積書類を比較検討する。

（2）提出書類は返却しない。

（3）企画競争参加に要する費用は、応募者の負担とする。

（4）本事業の実施に当たっては、当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。

（5）本件企画の実施に当たっては、法務省人権擁護局の意向により、企画内容の修正を要する場合は、これに迅速に対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。

（6）本リーフレットの制作に当たり、デザイン、イラスト、キャラクター、写真等を使用する場合は、その著作権については、原則、全て法務省に帰属するものとし、権利上の問題が生じないようにすること。

（7）本リーフレットの制作に当たり、法務省の人権イメージキャラクター・人KENまもる君及び人KENあゆみちゃんを必ず使用すること。

※ 法務省ウェブサイト参照

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken84.html>

（8）校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはPDFデータを活用し、同データ上での修正箇所等の指示の書き込みやEメール等での送受信に対応すること。

（9）本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議の上、決定する。

（10）本件企画を実施するに当たって、知り得た情報については、本件企画以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。

（11）本件企画の完遂のために十分な実施体制を整えること。

（12）本業務については、第三者への一括再委託は行わないこと。

（13）請求書は、各業務完遂後に速やかに発行すること。

11 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、当センターの以下の職員が行う。なお、異動等により職

員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員：事務局長 上杉憲章

1.2 問合せ先・応募書類提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部 第1課

鈴木愛、松本清志郎、正岡記代

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL：03-5777-1802（代表）

FAX：03-5777-1803

Eメール： jigyoo01@jinken.or.jp

ウェブサイト： <http://www.jinken.or.jp>

.....
公益財団法人人権教育啓発推進センター

ツイッター https://twitter.com/jinken_center

YouTube人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>